

# 生ごみ処理機やコンポストの購入を補助します！

家庭から出る生ごみを減らすことで、ごみの減量化に努めましょう！

一般家庭から出るごみのうち、調理くずや食べ残しなどの生ごみは、重量比で約27%を占めています。調理の工夫などで生ごみを減らすことはもちろんですが、発生した生ごみを肥料に変えることで、ごみの減量化につながります。作った肥料は、家庭菜園や花壇などで使いましょう！



## 生ごみ処理機とコンポストってなに？

### ● 生ごみ処理機(電源を必要とするもの)

生ごみを乾燥させるタイプが主流で、乾燥したあとの生ごみは肥料として利用できます。

電動で攪拌する機能がついたコンポストタイプもあります。

生ごみディスポーザー(排水溝などに取り付けるタイプの処理機)は補助対象外です。



### ● コンポスト

微生物の働きによって、生ごみを堆肥にします。生ごみを入れてから定期的にかき混ぜたりする必要があり、堆肥になるまで3か月以上を要します。動力を使わないため、一番環境にやさしいですが、管理が悪いと虫や悪臭が発生することがあります。

コンポスト容器には、大きく分けると、次の2タイプがあります。

#### ① 土に埋めて使うタイプ

○ 大きいので、生ごみ以外に落ち葉なども入れられる。

× 設置するためには、畑や庭など地面が土で広い場所が必要。



#### ② ダンボールや不織布、プラスチックの容器に腐葉土などの基材を入れて使うタイプ

○ マンションなど、土の土地がないところでも使える

× 小さいので、処理できる生ごみの量は少ない。

容器の材質によっては、雨のあたらないところに設置する必要がある。



## 補助金の申請方法は裏面をチェック！

問合せ：島本町都市創造部環境課 TEL962-2863

申請書はこちらから DL →

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/17/24017.html>



# 申請手続きの流れ

## 1. 自分にあった生ごみ処理機等を選ぶ！

- ・置き場所やごみの量を考えて、使い続けられるものを選びましょう！
  - ・電動式生ごみ処理機(ディスポーザー対象外) 一世帯1基まで
  - ・コンポスト容器 一世帯2基まで

補助額は本体購入費の1/2、上限 20,000 円(100 円未満切捨て)です

## 2. 購入して領収書をもらう！

- ・送料は補助対象外です。
- ・電動式生ごみ処理機は本体金額のみ補助対象です。消耗品セットは対象外です。
- ・コンポスト容器は、基材がセットになった商品も補助対象です。

ただし、別途購入した基材は対象になりません。

例：電動式生ごみ処理機本体と交換用フィルター等がセットになった商品⇒ × 補助対象外

コンポスト容器と基材がセットになった商品 ⇒ ○ 補助対象

コンポスト容器と基材をそれぞれ購入 ⇒ △ コンポスト容器のみ補助対象

- ・領収書には、申請者名(フルネーム)、機種名、本体価格、購入日、販売店の記載が必要です。

## 3. 申請書と添付書類を町に提出する！

【提出書類】

- ① 申請書
- ② 領収書の写し(商品名、金額、購入日、購入者名(申請者と同一のものに限る)及び購入店が記載されたもの)、保証書の写し(電動生ごみ処理機の場合)
- ③ 申請者の本人確認書類の写し  
(マイナンバーカード、運転免許証など申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関発行のもの)

・購入後、3か月以内に役場環境課(Tel 962-2863)まで申請してください。

・補助は先着順です。予算がなくなり次第終了します。

## 4. 交付決定通知が届く！

- ・補助金交付決定または不交付決定の通知が届きます。

## 5. 請求書を提出する！

- ・補助金交付決定通知に同封された請求書に、振込先を記載して提出してください。  
振込先の名称と申請者は同一である必要があります。

## 6. 町から補助金が振り込まれます！

- ・5年度間は新規申請ができません。6年目以降に容器等を買替える場合は、再び補助を受けられます。

例： R6    R7    R8    R9    R10    R11    R12

(補助)----- (申請不可)-----> (新規申請可能)

## 7. アンケートにご協力ください

- ・生ごみ処理機を使ってみた感想など、後日アンケートを送付することがありますので、ご協力ください。